

仕内の飯米引、殘候分可被下事。

一、火事有之刻、足輕・小者割場に集置、五十人・三十人宛紐を分、火消道具を爲持、對馬・因幡・玄蕃・民部指圖次第、無滯渡可遣事。

一、風吹之刻は、足輕人足召連御城に罷出、所々屋根の上げ防可申事。

朱書。風吹候時分、割場奉行罷出申儀無御座候。

一、江戸に早飛脚、夏五日・冬六日二時、此刻限より早く參着候はゞ、品により御褒美被下、遅きものは路銀之内におさへ可申事。

朱書。早く參着仕もの、別紙御定之通、刻限に應じ御褒美被下候。

一、同中飛脚、夏七日・冬九日、此日限より遅參候はゞ、路銀之内におさへ可申事。

一、同常之飛脚、夏十日・冬十二日、此日限より遅參候はゞ、路銀之内におさへ可申候。不叶斷有之候はゞ各別之事。

一、京に早飛脚、夏二日三時・冬三日、此刻限よりはやく參着候はゞ、品により御褒美被下、遅きものは路銀之内におさ

へ可申事。

朱書。早く參着仕者、別紙御定之通、刻限に應じ御褒美銀被下候。

一、同常之飛脚、夏五日・冬六日、此日限より遅參候はゞ、路銀之内におさへ可申事。

一、越中境に早飛脚、夏一日三時・冬一日五時たるべき事。一、足輕不參銀、一日に三分五厘可取立候。過上仕者候はゞ、一日七分宛可被下事。

朱書。不參銀は取立申候。過上銀は不被下候。

一、足輕病人、三日迄は一日に三分五厘宛不參銀取立、遂吟味煩無紛候はゞ、三日以後不參銀可有赦免事。

朱書。病人之儀、遂吟味紛無御座分、不參銀取立不申候。

一、長柄御小人者、定休日之外不參銀一日六分宛取立、過上有之者は、爲御褒美一日に一匁二分充可被下事。

朱書。不參銀は取立申候。過上銀は不被下候。

立可上事。

下行所之斷之書付可出事。

一、新參に被召置候者、并闕人籠舎人指引有之者、早速御下行所之斷之書付可出事。

一、御扶持を被放候もの・死去人、家は妻子に被下、屋敷は御普請奉行迄早速可上之。殺害被仰付候もの、或不届之儀有之被放御扶持候もの家之儀は、申渡候方迄相尋可受差圖事。

一、金澤町夫御用に召仕候刻、奉行人差出に裏書を加、町會所之可遣事。

一、諸方の人懸、遂吟味諸奉行に相渡、御用相濟候はゞ、翌日より取揚可申事。

一、御普請に懸餘人有之ば、會所へ申談、以來御普請之御用に可立与存寄儀可申付事。

朱書。御普請無之、拂餘り有之刻は、兩川除歩石爲持申に付、唯今は會所之申談候儀無御座候。

一、御普請無之、三日之外爲休候刻は、人數書付會所之斷、押切遣取置可申事。

朱書。唯今は會所に而押切仕事無御座候。

一、遠所之御普請に參候刻は、品により日數見計、内輪に而爲休可申事。

朱書。内輪に而爲休申儀無御座候。

一、父母忌日三七日、妻子七日、兄弟五日之事。

朱書。足輕之忌日此通に御座候。小者は父母七日、妻子兄弟五日忌引申付候。

一、雪降候刻は、御城中所々雪除させ可申事。

一、江戸に遣候刻、越中境過書調可相渡事。

右被仰出之趣相違有間敷者也。

今 枝 民部

津 田 玄蕃

奥 村 因幡

前 田 對馬

金 澤 割 場

二町夫可召仕儀御定

覺

一、惣構竹卷、同とき候夫之事。

一、金澤廻所々雪垣、并御木畑垣結候夫之事。

一、津幡・野々市へ繼夫之事。